

36. 役職員等の個人情報に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。)、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、サンリオ健康保険組合(以下「組合」という。)が保有する役職員及びその家族(以下「役職員等」という。)に関する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

(役職員の定義)

第2条 本規程による役職員とは、組合と直接の雇用関係にある者の他、派遣社員等を含む組合の指揮監督のもと組合の業務に従事している者をいう。

(関連規程等の準用)

第3条 役職員等の個人情報に関する管理等について、本規程に定めがある事項を除き、「個人情報保護管理規程」「システム等運用管理規程」「機密文書管理規程」その他、組合が定めた個人情報に関する定めを準用するものとする。

(利用目的等)

第4条 役職員等に関する個人情報及びその利用目的は別表3に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年 5月30日から施行する。